

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業調整課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における鋼製ケーシング浮上事故と再発防止に向けて （令和 8 年 3 月 11 日 大阪府大阪市発注の工事に伴う鋼製ケーシング浮上事故）

令和 8 年 3 月 11 日、大阪府大阪市において、下水道の雨水貯留施設を整備する工事中に土留め用の鋼製ケーシングが地表面から約 13m 浮上する事故が発生しました。

鋼製ケーシングとともに浮上した舗装のアスファルト片が道路に落下し、通行していた車両にあたるなど物的被害が 2 件、急停止により運転手等が負傷する人的被害が 2 件、新御堂筋高架道路及び平面道路の 15 日間の通行止めが発生しました。

大阪市が有識者等の意見を踏まえ事故原因等を分析した結果は、以下のとおりです。

【事故原因】

- ・本事故は、鋼製ケーシングの周囲に想定どおりの摩擦力が発現せず、自重（鋼製ケーシングと底盤コンクリートの重量）では浮力に抵抗しきれずに浮上したものの。
- ・想定どおりの摩擦力が発現しなかった要因は、以下のとおり。
 - ①連続する粘性土層の自立性が高く鋼製ケーシングと地盤が密着しなかったこと
 - ②施工時に使用した滑剤が地盤との密着を阻害した可能性があること
 - ③施工時に生じる地盤と鋼製ケーシングの隙間を充填しなかったこと

【大阪市における再発防止策】

- ・事故原因の分析により得られた新たな知見を基に、工法に係る条件（鋼製ケーシングと地盤を密着させるため充填材の使用等）を設定する。

※詳細は大阪市ホームページを参照

（北区鶴野町における下水道工事中の事故に係る事故報告書の公表について）

<https://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/kensetsu/0000683882.html>

上記の事故原因に記載の①の地盤性状や②の滑剤使用の場合において、その対応として地盤と鋼製ケーシングの隙間の充填が考えられる場合がありますが、鋼製ケーシング工法で充填することが一般的となっているものではないことに留意が必要です。

本事故を参考に、各下水道管理者におかれましては、事故が未然に防止されるよう、地盤性状等の現場条件を踏まえ、適切な施工方法の検討、実施をお願いいたします。

鋼製ケーシング浮上事故報告（R8.3.11大阪府大阪市）

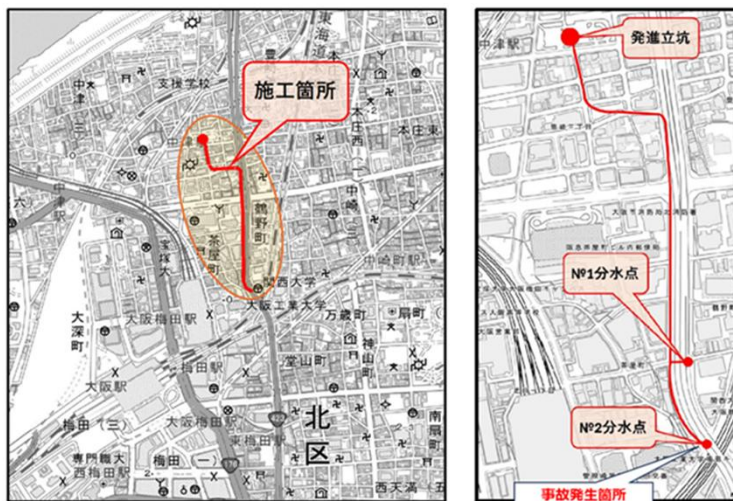
【事故の概要】

浸水対策事業として雨水貯留施設を整備する工事のうち、既設下水道幹線から新設する雨水貯留管に雨水を分水するマンホール（No.2落差マンホール）の施工中に土留め用の鋼製ケーシング（内径3,500mm、立坑の深さ約27m）が地表面から約13m浮上した。

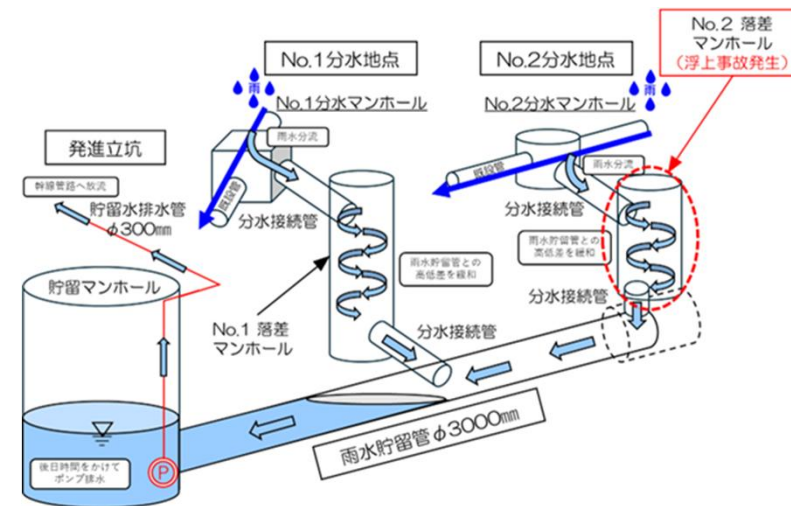
【状況写真】



【位置図】



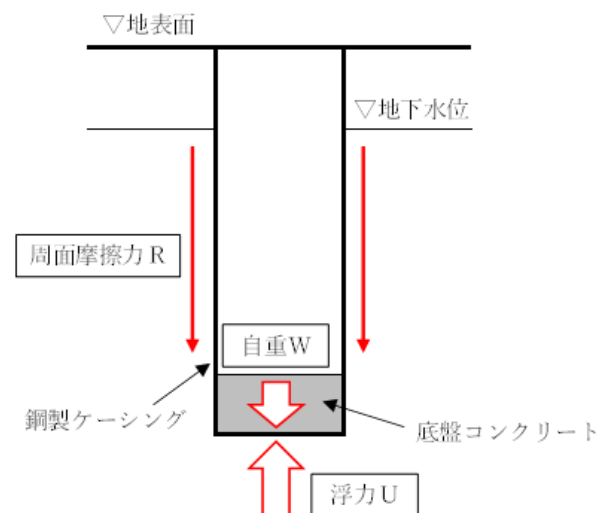
【工事概要図】



【事故の原因】

- 本事故は、鋼製ケーシングの周囲に想定どおりの摩擦力が発現せず、自重（鋼製ケーシングと底盤コンクリートの重量）では浮力に抵抗しきれずに浮上したもの。
- 想定どおりの摩擦力が発現しなかった要因は、以下のとおり。
 - ①連続する粘性土層の自立性が高く鋼製ケーシングと地盤が密着しなかったこと
 - ②施工時に使用した滑剤が地盤との密着を阻害した可能性があること
 - ③施工時に生じる地盤と鋼製ケーシングの隙間を充填しなかったこと

【鋼製ケーシングに作用する荷重】



【大阪市における再発防止策】

- 事故原因の分析により得られた新たな知見を基に、工法に係る条件（鋼製ケーシングと地盤を密着させるため充填材の使用等）を設定する。